

論文の内容の要旨

論文題目 遺留分制度の再検討

氏 名 西 希代子

1. 本論文の目的と課題

本論文は、現代社会における遺留分制度の存在意義及びあり方を問い直すことを目的とした論文である。

近時、遺留分制度に関わる最高裁判決が急増しているが、そこには、遺留分算定の基礎となる財産及び減殺対象財産の限定、現物における遺留分の保障から価値における保障への転換など、一言で言えば、遺留分権の弱化、結果として、遺言者の意思の尊重という一つの傾向を認めることができる。このような判例や公証人実務などに対して、遺言中心の遺産承継を推奨し、平等な法定相続の砦である遺留分制度を無力化しようとするものであるという批判が向けられている。この見解は、家督相続廃止後の遺言が家族主義的な遺産承継の機能を担うようになってきているという認識を前提として、遺言は無遺言均分相続と相反するものであり、遺言の偏重はイエ制度の復活につながると警戒する。そして、遺留分制度が共同相続人間の（形式的）平等を図る装置として設けられ、その（形式的）平等を守る「最後の砦」として位置づけられてきたと彼らが考える「母法」フランス法の制度趣旨に立ち帰り、それに沿った解釈を行うことを提唱する。現在有力化しつつあるのは、このような主張である。

しかし、筆者は、今日では、これらの主張が意図する強い遺留分制度を支持する積極的理由を見出すことは困難であると考え。所有権の絶対性、私的自治という伝統的な視点に加えて、高齢化社会を迎え、一方で、親の介護・面倒見などを負担した共同相続人の内の一人が他の相続人達の遺留分のために親の遺志に反して家を手放すことが少なくないという状況があり、他方で、「平等」という概念自体が揺らいでいるからである。

このような現状認識のもと、筆者は、遺留分制度廃止論の可能性も念頭におきながら、現代社会における遺留分制度の限られた意義を遺される者の扶養ないし生活保障に求め、遺言の有する、あるいは遺言に期待しうる実質的平等の実現という機能を活かせる相続制度を構築することを主張する。その第一段階として、本論文では、現在有力化しつつある上述の学説を支えている前提及び理解に疑問を投げかけ、遺留分制度の存在意義を再検討するみちをひらくことを目的とした。具体的には、フランスにおいて、遺留分制度は、無遺言相続における均分相続と同様、共同相続人間、つまり、子ども達の間形式的・絶対的平等を図ることを目的として設けられた制度であるのか（課題 1「フランス法における遺留分制度の趣旨の再検討」）、さらに、明治日本が出会い、とりいれた遺留分制度は、果たして、本当に、ナポレオン法典あるいは 19 世紀フランス遺留分法学説を含むフランス法であったのか（課題 2「『母法フランス法』からの解放」）という二つの課題を設定し、

これらを中心に検討を進めた。

2. 本論文の構成と内容

序章では、本稿の目的を明らかにしたうえで（第 1 節）、遺留分制度をとりまく社会状況の変化を背景として、現在、遺留分制度の趣旨ないし存在意義の見直しが迫られていることを示し、日本におけるこれまでの遺留分制度に関する研究の特徴及び問題点を確認した（第 2 節）。これらをふまえて、上述の二つの課題を設定した（第 3 節）。

第 1 章「ナポレオン法典における遺留分制度」では、課題 1 に取り組んだ。すなわち、子ども達の間¹の形式的・絶対的平等という理念が遺留分制度²において追求されたのかという問題を軸として、ナポレオン法典における遺留分制度の趣旨及びその沿革的位置を探った。日本では従来、フランス法はローマ＝ドイツ法型（系）と対峙するゲルマン＝フランス法型（系）として位置づけられ、ゲルマン法とは明らかに異なるフランス法それ自体について深く検討されることはほとんどなかった。そればかりでなく、この分野に関しては、本国フランスにおいても特定の分析視角から立法史料を繙いた研究は見あたらない。そこで、間接的には、ナポレオン法典編纂に至るまでの中間法を含めた諸前提に対するナポレオン法典の態度を手がかりとして、より直接的には、遺留分権利者の範囲の縮小及び遺留分割合の決定方式の転換の過程であらわれた議論を素材として、検討した。具体的には、はじめに予備的な考察として、フランス遺留分制度の全体像及び革命前までの遺留分制度の歴史を概観し、ゲルマン法＝パリ慣習法＝北部慣習法＝フランス近世遺留分法という定説ともなっている歴史認識の一面性を指摘した（第 1 節）。続いて、遺留分及び遺言権・遺言の自由の根拠、それらの自然法及び実定法上の位置づけ、遺留分権と相続権との関係など、革命期の立法のみならず 19 世紀における遺言の自由及び遺留分制度に関する議論の枠組みをつくりあげた近世自然法思想（GROTIUS、PUFFENDORF、ROUSSEAU、MONTESQUIEU 他）及びフランス 17、18 世紀の法学説（DOMAT、LE BRUN、D'AGUESSEAU、BOURJON、POTHIER）をナポレオン法典の思想的背景として紹介した（第 2 節）。その後、ナポレオン法典の前提となった革命期を、政治状況の変化も視野に入れて三つの時期に区分し、各時期の立法に見られる遺留分制度の趣旨を分析した。ここでは、前期・中期においては、一見、子ども達の間¹の形式的・絶対的平等が遺留分制度の趣旨とされているように見えるものの、より深い意図は、革命支持層の拡大を目的とした、父権からの子どもの解放及び新規土地所有者の大量創出にあったこと、さらに、革命末期においては遺言による家族外への処分が主として念頭に置かれ、所有権から導かれる処分の自由と家産維持との調整場面として遺留分制度があらわれたことなどを示した（第 3 節）。これらをふまえて、ナポレオン法典における遺留分制度の趣旨及び沿革的な位置付けを試みた（第 4 節）。その結果、ナポレオン法典における無遺言均分相続の趣旨は子ども達の間¹の形式的・絶対的平等に求められるとしても、遺留分制度はそれを保障する制度として、また、強い遺留分制度を理想として設計されたわけではないことが明らかになった。同時に、ナポレオン法典がゲルマン法型（系）に属するとは必ずしも言えない、より正確に言えば、ナポレオン法典編纂過程でその系譜が選択されたわけではないことも立証した。

第 2 章「フランスにおける議論の形成と確立」では、第 1 章をうけて、現在フランスに

においてもナポレオン法典における遺留分制度の趣旨であると信じられている「平等」という視点が、いつ、どのように、獲得されたのかを確定するために、19世紀フランスにおける遺言の自由及び遺留分制度をめぐる議論を検討の対象とした。まず、遺留分制度に対する批判をよびおこす主要な原因の一つとなった19世紀前半の強い遺留分権保障へと向かう裁判例の変遷を、二つの争点に焦点を当てて分析した(第1節)。次に、そのような状況のなかで登場したLE PLAY及びその学派による遺留分制度批判の全貌とそれに対する国民の熱狂的な支持を、その背景も含めて紹介した(第2節)。続いて、この遺留分制度への攻撃を機に活発化した、遺言自由の拡大とその制限をめぐる議論を検討し、19世紀フランス遺留分法学が、無遺言均分相続におけるそれとは異なり漠然としたものではあるが、「平等」という視点をを見つけ出し、遺留分制度の趣旨として掲げる過程を跡付けた。そして、「平等」という視点は、19世紀半ばの遺留分制度に対する激しい批判のなかで、それまで遺留分制度の趣旨として挙げられていた、父の権力からの子の保護、家族の共同所有概念などがその趣旨としての弱さを露呈し、絶対的とも思われた扶養という趣旨も遺留分の債権化につながる理論を提供する結果になってしまったことを受けて、19世紀後半、遺留分制度の存在を正当化するために、「自由」という革命の理念から導かれる遺言の自由に対抗するものとして、苦しみの中に新たに生み出された、あるいは探し出された趣旨であるとの見方を示した。他方で、やはりLE PLAYが提起し、19世紀フランス遺留分法学のもうひとつの焦点となった、無遺言均分相続及び遺留分制度と土地細分化問題、人口問題などをめぐる社会経済的議論についても整理・分析した(第3節)。

第3章「明治日本が出会った遺留分制度—民法典編纂とBOISSONADE」では、課題2の検討、すなわち、日本民法典における遺留分制度の沿革に関する検討を行った。日本遺留分法の母法はナポレオン法典であるという従来の定説を覆し、フランス法を日本遺留分法解釈の基礎とすることの問題性を明らかにして、日本遺留分法学を「母法フランス法」から解放することを目指した。そのために、明治日本が採用した遺留分制度がナポレオン法典のそれでも、「平等」を遺留分制度の趣旨として探し当てた19世紀後半のフランス遺留分法学におけるそれでもなく、従来、相続法には関与しなかったと信じられてきたBOISSONADEが、ナポレオン法典、19世紀フランス遺留分法学の発展、さらに他国の法制度、日本の慣習などをふまえたうえで、明治日本において理想的であると考えて提示した独自の遺留分制度であったことを明らかにした。具体的には、まず、フランス遺留分制度研究史にその名を残すBOISSONADEがフランスにおいて発表した遺留分制度に関する多くの論稿をもとに、来日前のフランスにおけるBOISSONADEの遺留分制度に対する立場を、19世紀フランス遺留分法学のなかでの位置づけも含めて確定した(第1節)。次に、来日後、講義や意見書などを通してBOISSONADEが日本人に伝えようとした遺留分制度を整理し、仏日でのBOISSONADEの見解の変化とその理由を探った(第2節)。それらと明治初期の立法草案とを比較検討する作業及び新聞記事などから、BOISSONADE学説の日本民法典遺留分規定への影響とその具体的な内容を明らかにし、あわせて、BOISSONADEの力を借りて明治日本が遺留分制度の中に埋め込んだ趣旨が、子ども達の間形式・絶対的平等というよりは、むしろ、扶養であり、遺言の自由ないし自由分による実質的平等の実現に一定の価値を見出すものであったことを示した。あわせて、起草者自身、明治民法典がゲルマン＝フランス法型(系)に属するとは必ずしも考えていなか

ったことを指摘した（第3節）。

結章では、前章までの研究を振り返り、二つの課題に対する結論をまとめた。そして、現在有力化しつつある見解は、偏った沿革理解を根拠に共同相続人間の（形式的）平等を遺留分制度の趣旨として掲げて強い遺留分制度を追求するものであって、到底受け入れることはできず、本論文で明らかになった沿革、起草者意思、現状などを総合的に考慮すると、将来的には、遺留分の扶養債権化や遺留分廃止論の可能性も視野に入ってくると結論づけた（第1節）。続いて、本論文から明らかになった遺留分制度の沿革や趣旨に関する理解を現在争われている遺留分に関わる争点の解釈に反映させる試みとして、遺留分の事前放棄制度や特別受益たる贈与に対する減殺の可否をめぐる問題等について検討を加えた（第2節）。最後に、残された課題の一部を挙げて論文を閉じた（第3節）。